

## 相談料は無料です 1日合同相談所を開設します

専門相談員による各種合同相談会を開催します。日ごろから気になること、行政に対する意見などをご相談ください。

今年は、成年後見や生活困窮に関する相談も同時に受付しておりますので、前日までにお申込みください。当日はマスク着用のうえご来場ください。

▼日時 10月17日(月) 13時30分～16時30分

▼場所 白樺コミュニティセンター

▼相談料 無料

▼申込み・問合せ 政策広報課政策広報係

(☎ 23 - 3069)



内容	相談員
● 行政相談 行政が行う業務に対する要望や意見	行政相談委員 藤澤康一さん
● 相続・不動産登記	司法書士 橋本俊一さん
● 人権相談 家庭や近所のもめごと	人権擁護委員 堀内教子 <sup>のりこ</sup> さん 宮崎直高さん
● 消費相談 契約トラブル	消費生活相談員 棚橋博 <sup>ひろし</sup> 一さん
● 成年後見	相談支援員 小島奈々美さん
● 生活困窮	相談支援員 <sup>みなみや</sup> 南谷慶子 <sup>けいこ</sup> さん

広 告

## 積極的に受けましょう インフルエンザ予防接種

■問合せ 保健福祉課健康推進係  
(ゆとろ内・☎ 23 - 4044)

過去2年間インフルエンザの国内流行がなかったため集団免疫が低下しており、大きな流行が起こる恐れがあります。積極的に予防接種を受けましょう。

### 高齢者インフルエンザ予防接種

▼対象者 65歳以上の方、60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器機能や免疫機能に重い障がい（身体障害手帳1級程度）のある方

▼接種回数 1回

▼自己負担額 1,100円～医療機関により異なります（生活保護世帯は無料）

### 小児期インフルエンザ予防接種助成事業

▼対象者・接種回数

①生後6ヵ月～13歳未満 ……2回

②13歳以上～中学3年生まで…1回

▼助成金額 1回1,000円

（医療機関窓口にて差額をお支払いください）

### 予防接種に関する注意事項（共通）

- ・期間は10月1日（土）～令和5年1月31日（火）です。特に、高齢者の方は早めに接種することが推奨されています。
- ・必ず予約をしてから受診してください。実施医療機関は健康ひろば（p28）をご覧ください。
- ・受診の際には必ずマスクを着用しましょう。
- ・本人や同居家族に発熱やせき、のどの痛みなど体調不良がある場合は受診をお控えください。
- ・入所中や町外のかかりつけ医など、実施医療機関以外での接種をご希望される方は事前に担当までご連絡ください。



広 告

## 災害に備えましょう 地域防災セミナーを開催します

ここ数年、地震だけでなく大雨による水害など、日本各地がいろいろな災害に見舞われています。いつ、どこで発生するかわからない災害に対し、災害時における医療従事者の役割を知るとともに、改めて住民の皆さんが町の防災対策について学び、災害時に適切に対応できるよう、セミナーを通して知識を深めましょう。

▼申込み・問合せ 北海道医療大学地域連携課  
(☎ 23 - 1129/mail : nice @ hoku-iryo-u.ac.jp)

※受付時間は、平日の9時～17時です。

※どちらかだけの受講も可能です。



### 災害時における薬剤師の活用法

- ▼日時 10月22日(土) 10時～12時
- ▼場所 北海道医療大学
- ▼講師 北海道医療大学薬学部講師 櫻田 渉
- ▼定員 30名
- ▼申込期限 10月20日(木)

### 災害事例・防災備蓄品について

- ▼日時 10月29日(土) 10時～12時
- ▼場所 ゆとろ
- ▼講師 町危機対策課危機対策係長 井田 洋佑
- ▼定員 30名
- ▼申込期限 10月27日(木)

広 告

広 告

広 告

## 支 援

### 乳幼児のいる家庭へ 町のごみ袋を無償配布します

町では少子化対策事業として、子育て世帯を応援するため、乳幼児のいる世帯へおむつ用ごみ袋を配布しています。

▼対象 令和2年11月1日以降に生まれた乳幼児がいる世帯

▼内容 乳幼児1人当たり1カ月につき町指定ごみ袋(20ℓ袋)を10枚配布します。

▼配布日時・場所

10月24日(月)～11月4日(金)

※土・日曜・祝日除く

・ゆとろ(保健福祉課福祉係窓口)

8時45分～17時15分

・太美出張所 9時～17時

※対象家庭には10月下旬に引換書を送付します。

▼問合せ 保健福祉課福祉係

(ゆとろ内・☎23-3019)

## 除 雪

### 高齢者世帯などへ 除雪サービスを実施します

▼対象 町民税所得割非課税・均等割のみ課税世帯で、除雪を援助できる親族や友人等がいない次のいずれかに該当する世帯

※冬期間居住してなければ対象外

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方で、自力での除雪が困難な方
- ② いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯で、夫婦とも除雪することが困難である世帯

- ③ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方みの世帯

▼除雪内容 玄関先から公道までの通路(1m幅)一カ所のみ除雪。町による道路除雪が行われた日に必要に応じて実施します。

※屋根の雪や屋根から通路に落ち

た雪は対象外。時間指定は不可。

▼期間 11月～3月

▼料金 ワンシーズン7,000円(生活保護世帯は3,000円)

※申込み後、決定通知に同封してある納入書でお支払いください。

▼問合せ 介護課高齢者支援係(ゆとろ内・☎27-5131)

## マ ナ ー

### 公園はマナーを守って 楽しく利用しましょう

安全で快適に公園を利用できるよう、次のことを守りましょう。

○公園や施設を傷つけたりしない

○空き缶などゴミは持ち帰る

○他の利用者の迷惑となる行為

はしない

○犬を散歩させるときは、リードでつなぎ、フンは持ち帰る

▼問合せ 建設課維持管理係

(☎23-3197)

廣 告

廣 告

廣 告